吉見裁判への不当判決に対する抗議声明

2016年1月20日、桜内文城前衆議院議員が日本軍「慰安婦」研究の第一人者である吉 見義明さんの著書を「捏造」としたことに対して、吉見さんが名誉を棄損されたとして訴 えた、いわゆる吉見裁判において、東京地方裁判所は原告の吉見さんの請求を棄却する不 当判決を行った。

東京地方裁判所はその判決において、被告の桜内前衆議院議員による発言は「原告の社会的評価を低下させる名誉棄損に該当するといえる」と認めつつも、「意見ないし論評の域を逸脱したものということはできない」として免責されるという判断を行った。

こうした判断にあたって、裁判所は、被告による「「history books」ということで吉見さんという方の本を引用されておりましたけれども<u>これ</u>は既に捏造であるということがいろんな証拠によって明らかとされております。」という発言中の「これ」が、「日本歴史の書物における、歴史家の吉見義明の、戦時中の従軍慰安婦は『性奴隷ないし性奴隷制度』であった、とする記述」を指すと限定的に解釈する。しかし、「これ」が指しているのは、実際には吉見さんの著書自体であり、その全てを「捏造」としていることは明白である。

また、「捏造」とは、本来であれば「事実でないことを事実のようにこしらえること。でっちあげること。」(『大辞泉』)という、非常に大きな意味を持つ言葉である。しかし裁判所の判決では、被告発言中の「捏造」を、「誤り」「不適当」「論理の飛躍がある」といった程度の意味で用いられているとして、被告の発言が免責される理由の一つとしている。「捏造」の意味を捻じ曲げて、その本質をあいまいにすることを通じた、極めて作為的な判断と言うほかない。

被告が、何ら事実にもとづかずに吉見さんの著書全体を「捏造」としたことは、科学的 方法にもとづいた歴史研究に対する重大な侵害であり、学問の名において見過ごすことは 決してできない。さらに、被告による吉見さんの著書や研究への攻撃を通じて「性奴隷制 度」を否定しようとする姿勢は、「慰安婦」とされた方々の人格を改めて深く傷つけるもの であり、到底許されるものではない。

このように、裁判所の判決は、きわめて不当な言葉の解釈を通じて、吉見さんに対する名誉毀損を免責し、歴史学そして「慰安婦」とされた方々への攻撃を意図的に見逃そうとするものである。なお、歴史科学協議会は2015年12月25日付けで「吉見裁判への公正な判決を求める緊急声明」を出しているが、裁判所はこの声明を全く顧みなかった。

裁判所が安倍政権やそれを支持する諸勢力の歴史観におもねるようなことは、断じて認められない。歴史科学協議会は、今回の不当判決に強く抗議するとともに、控訴審において吉見さんの名誉回復が正当に行われることを要求するものである。

2016年3月3日 一般財団法人 歴史科学協議会